

平成24年11月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成21年(ワ)第5329号 損害賠償請求事件 (以下「甲事件」という。)

平成21年(ワ)第5338号 損害賠償請求事件 (以下「乙事件」という。)

口頭弁論終結日 平成24年7月18日

判 決

甲 事 件 原 告

E

(以下「原告 E」という。)

同

K

(以下「原告 K」という。)

乙 事 件 原 告

M

(以下「原告 M」という。)

同法定代理人成年後見人

E

原告ら訴訟代理人弁護士

山 崎 敏 彦

同

黒 瀬 英 昭

東京都渋谷区神泉町9番1号

甲事件及び乙事件被告

第 一 商 品 株 式 会 社

(以下「被告」という。)

同代表者代表取締役

土 肥 章

同訴訟代理人弁護士

村 上 正 巳

主 文

1 被告は、原告 E に対し、3881万1640円及びこれに対する平成21年4月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 2 被告は、原告 K に対し、1億0846万2442円及びこれに対する平成21年4月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、原告 E に生じた費用の3分の1と被告に生じた費用の18分の1を原告 E の負担とし、原告 K に生じた費用の2分の1と被告に生じた費用の8分の3を原告 K の負担とし、原告 M に生じた費用の全部と被告に生じた費用の12分の1を原告 M の負担とし、その余の全費用を被告の負担とする。
- 5 この判決は、1, 2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 甲事件

- (1) 被告は、原告 E に対し、5859万6513円及びこれに対する平成21年4月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告は、原告 K に対し、2億1957万8897円及びこれに対する平成21年4月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 乙事件

被告は、原告 M に対し、2554万3720円及びこれに対する平成21年4月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の骨子

甲事件は、原告 E 及び原告 K (以下、併せて「原告 E ら」という。) が、それぞれ、被告の従業員であった木村竜至 (以下「木村」という。) から勧誘されて、被告との間で委託契約を締結し、商品先物取引を行ったところ、その勧誘及び取引経緯には適合性原則違反や一任売買等の違法があり、また、

上記取引開始時において、木村が税金の申告について虚偽の説明を行ったことから、原告 E らはそれぞれ取引損、相続税の加算税等相当の損害及び弁護士費用相当の損害を被ったなどと主張して、被告に対し、共同不法行為又は使用者責任に基づき、原告 E が、5859万6513円及びこれに対する不法行為後（訴状送達日の翌日）である平成21年4月28日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金、原告 K が、2億1957万8897円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の各支払を求めた事案である。

乙事件は、原告 M が、木村から税金の申告について虚偽の説明を受けたことから、相続税の加算税等相当の損害及び弁護士費用相当の損害を被ったなどと主張して、被告に対し、使用者責任に基づき、2554万3720円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 前提となる事実(当事者間に争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することのできる事実。なお、書証番号については特に断りのない限り枝番号を含む。)

(1) 当事者等

ア 原告 E は、甲 を経営する昭和 年 月 日生まれの女性であり、平成 年 月 日に死亡した 父 (以下「亡父」という。)の長女である(甲33)。

イ 原告 K は、己 を営む昭和 年 月 日生まれの男性であり、亡父の長男である(甲34)。

ウ 原告 M は、亡父の妻であり、原告 E、原告 K 及び N の母である(甲33、34)。原告 M は、平成21年2月23日に成年後見開始の審判(同年3月12日確定)を受け、原告 E が成年後見人に選任された(弁論の全趣旨)。

エ Y (以下「Y」という。)は、昭和 年 月 日生まれの女性であり、原告 E らの親戚であったが、平成 年 月 日に死亡した(甲19, 乙D8)。

オ U (以下「U」という。)は、昭和 年 月 日生まれの女性であり、原告 E の子である(甲20, 乙D2)。

カ N は原告 M の子であり、H は、N の夫である(弁論の全趣旨)。

キ 被告は、商品先物取引の受託等を業とする株式会社であり、東京工業品取引所等の商品取引所に所属する商品取引員である(乙B1, 2, 弁論の全趣旨)。

ク 木村は、被告の従業員であり、亡父が行った商品先物取引(以下「亡父取引」という。), 原告 K が行った商品先物取引(以下「原告 K 取引」という。), 原告 E が行った商品先物取引(以下「原告 E 取引」という。), U 名義で行われた商品先物取引(以下「U 名義取引」という。)及び Y 名義で行われた商品先物取引(以下「Y 名義取引」という。), 原告 K 取引, 原告 E 取引及び U 名義取引と併せて「本件各取引」という。)の担当者であった者である(乙A6, 弁論の全趣旨)。

(2) 亡父取引の経過等

ア 亡父は、被告との間で商品先物取引の委託契約を締結し、平成14年10月18日から平成18年3月3日までの間、別紙1亡父取引建玉分析表記載のとおり、金の先物取引を行った(乙A3)。

イ 亡父取引における委託手数料は合計669万9561円であり、委託手数料諸税を差し引いた取引終了時の利益は合計1億0788万9462円であり、亡父取引終了後、証拠金等を含めて1億1191万1558円の現金及び金地金125キログラムが原告ら及び N に返還された(甲33, 34, 乙A3, 6)。

(3) 原告 K 取引の経過等

ア 原告 K は、被告との間で商品先物取引の委託契約を締結し、平成17年7月13日から平成20年8月27日までの間、商品先物取引を行った（甲1、乙B3）。原告 K 取引の経過は、別紙2 K・E 取引推移の「K 取引」欄記載のとおりである（甲1、弁論の全趣旨）。なお、原告 K が平成17年7月13日に原告 K 取引に係る取引口座開設申込書（乙B3）を作成したかどうかについては後述のとおり争いがあるものの、原告 K 取引が全て原告 K に帰属することについては争いがない。

イ 原告 K 取引は、平成20年8月27日の取引を最後に終了し、同取引では売買差損金1億2096万7600円、委託手数料2995万9322円（別途消費税149万7948円）の合計1億5242万4870円の損失が発生した（甲1、弁論の全趣旨）。

ウ 原告 K 取引の全取引件数（仕切件数）は、全取引期間793日に対し、536件（月平均件数20.28件）であった（甲1）。

(4) 原告 E 取引の経過等

ア 原告 E は、平成18年4月7日、被告に対して取引口座の開設を申し込み、同月10日から平成20年8月11日までの間、商品先物取引を行った（甲2、乙C3）。原告 E 取引の経過は、別紙2 K・E 取引推移の「E 取引」欄記載のとおりである（甲1、弁論の全趣旨）。

イ 原告 E 取引は、同日の取引を最後に終了し、同取引では、売買差益金2814万1400円、委託手数料6341万5866円（別途消費税317万0734円）の合計3844万5200円の損失が発生した（甲2、弁論の全趣旨）。

ウ 原告 E 取引の全取引件数（仕切件数）は、全取引期間855日に対し、

833件（月平均件数29.23件）であった（甲2）。

(5) U 名義取引の経過等

ア U 名義取引は、平成18年6月19日から平成19年5月15日までの間、別紙3 U 名義取引建玉分析表記載のとおり行われた（甲3, 20, 乙D1から6まで）。なお、U 名義取引の取引主体が U であったか原告 E であったかについては後述のとおり争いがある。

イ U 名義取引は、同日の取引を最後に終了し、同取引では、売買差損金776万8600円、委託手数料425万6960円（別途消費税21万2848円）、合計1223万8408円の損失が発生した（甲3, 乙D5, 6, 弁論の全趣旨）。

ウ U 名義取引の全取引件数（仕切件数）は、全取引期間331日に対し、99件（月平均件数8.97件）であった（甲3）。

(6) Y 名義取引の経過等

ア Y 名義取引は、平成18年8月10日から平成20年8月27日までの間、別紙4 Y 名義取引建玉分析表記載のとおり行われた（甲6, 乙D7から12まで）。なお、Y 名義取引の取引主体が Y であったか原告 K であったかについては後述のとおり争いがある。

イ Y 名義取引は、同日の取引を最後に終了し、同取引では、売買差損金1039万9300円、委託手数料3285万7832円（別途消費税164万2882円）、合計4490万0014円の損失が発生した（甲6, 乙D11, 12, 弁論の全趣旨）。

ウ Y 名義取引の全取引件数（仕切件数）は、全取引期間749日に対し、647件（月平均件数25.91件）であった（甲6）。

(7) 相続税及び所得税の修正申告等

ア 原告ら及び N は、亡父の死亡による相続開始に伴い、平成18年10月5日、相続税の申告を行ったが、亡父取引で得た利益のうち、

現金1億0990万1862円については相続財産として申告したものの、金地金125キログラム等については相続財産として申告しなかったため、税務署から申告漏れの指摘を受け、平成20年8月26日、相続税の修正申告を行った（甲7，36，弁論の全趣旨）。

イ 原告 M は、亡父の相続人を代表して、平成18年7月27日、亡父の平成18年分所得税の準確定申告を行ったところ、税務署から、亡父が平成17年中に売却した金地金249キログラムの譲渡所得7845万6448円、平成18年中に売却した金地金77キログラムの譲渡所得1983万5833円等について申告漏れの指摘を受け、平成20年8月26日、亡父の平成17年分及び平成18年分所得税の修正申告を行うとともに、原告 M 自身の平成18年分所得税の確定申告についても、税務署から金地金156キログラムの譲渡所得7675万2659円について申告漏れの指摘を受け、同日、修正申告を行った（甲8から10まで，37，弁論の全趣旨）。

3 争点

- (1) U 名義取引及び公原名義取引の取引主体（争点①）
- (2) 本件各取引における違法性の有無
 - ア 適合性原則違反の有無（争点②）
 - イ 説明義務違反の有無（争点③）
 - ウ 断定的判断の提供の有無（争点④）
 - エ 一任売買該当性（争点⑤）
 - オ 過当取引該当性（争点⑥）
- (3) 相続税に関する木村による虚偽説明の有無等（争点⑦）
- (4) 損害の有無及び額（争点⑧）
- (5) 過失相殺の可否及び割合（争点⑨）

第3 争点に関する当事者の主張

1 争点①（U 名義取引及び Y 名義取引の取引主体）について

【原告らの主張】

(1) U 名義取引について

原告 E が自己の名義で原告 E 取引を開始した後、木村は、原告 E に対し、別の名義で新たに資金を出して被告で取引をすればさらにもうかるなどと述べて、原告 E 名義以外での取引を勧めてきた。

原告 E は単純にそれを信じ、木村に現金1200万円を渡して、娘である U の名義で、平成18年6月19日から被告において取引を開始したものである。

したがって、U 名義取引は、全て原告 E が行っていたものであり、その効果は原告 E に帰属する。

(2) Y 名義取引について

原告 K が自己の名義で原告 K 取引を開始した後、木村は、原告 K に対し、別の名義でも取引してくれるように頼んできたので、原告 K は木村に言われるままに、親戚である Y の名義で取引することを承諾し、自己の取引として、平成18年8月10日から、被告において Y 名義取引を開始したものである。

また、このことは、原告 M も承諾し、原告 M が木村に渡した金地金で、原告 K に利益が帰属する形で、Y 名義での取引が行われることとなった。

したがって、Y 名義取引は、全て原告 K が行っていたものであり、その効果は原告 K に帰属する。

【被告の主張】

(1) U 名義取引について

木村が、平成18年6月10日、原告 E の自宅を訪問して取引状況を説明した際、原告 E に対し、「誰かお客さんを紹介してください。」とお願いしたところ、原告 E は娘の U を紹介すると言った。

このため、木村は、同月19日、原告Eの自宅で、原告E同席の上、Uと面談し、Uに対して、先物取引の仕組みやリスクを説明し、Uが被告との間で先物取引の受託契約を締結したものである。そして、木村は、Uに電話するなどしてUから注文を受けていた。

したがって、U名義取引は、Uが自己の計算で行っていた取引であり、その効果が原告Eに帰属することはない。

(2) Y名義取引について

木村が、平成18年8月2日、原告Kと面談して取引の状況を説明した際、原告Kに対して、「誰かお客さんを紹介してください。」とお願いしたところ、原告Kは親戚であるYを紹介した。

このため、木村は、同月9日、原告Kの自宅で、原告K同席の上、Yと面談し、Yに対して、先物取引の仕組みやリスクを説明し、Yが被告との間で先物取引の受託契約を締結したものである。そして、木村は、Yに電話するなどしてYから注文を受けていた。

したがって、Y名義取引は、Yが自己の計算で行っていた取引であり、その効果が原告Kに帰属することはない。

2 争点②（適合性原則違反の有無）について

【原告らの主張】

- (1) 高度の危険性を有する先物取引においては、先物取引の仕組みと危険性を理解し得る知識と損害に耐え得るだけの十分な資力が最低限必要である。しかしながら、原告Eらはいずれも先物取引には無関心であり、リスクを承知の上で金儲けをしようという気持ちなど全くなかった。原告Eらは、先物取引の仕組みはもちろん、用語の意味さえも分からないまま取引に引きずり込まれたものである。
- (2) また、原告Eらは、取引開始当初から、莫大な量の取引をさせられている。これは、新規委託者保護の面でも、適合性原則違反の一要素となり得る。

すなわち、原告 **Ｋ** は、資産株（総額 200 万円程度）を少し買って持ち続けるといふ程度の証券取引の経験こそあるものの、ごく短期間に数千万円以上の損失が普通に生じる先物取引の経験は全くなかった。また、原告 **E** に至っては、証券取引の経験すらなかったものである。よって、そのような者に対しては、仮に先物取引について十分に説明し、自らの余裕資金でもって、自ら納得の上で取引を行う場合であっても、取引開始後 3 か月程度は、先物取引の危険性を実体験する期間として、取引量は少ない量に制限されるべきものである。

- (3) 以上によれば、木村が原告 **E** らに行わせた本件各取引が、適合性原則違反の違法性を帯びることは明らかである。

【被告の主張】

原告 **E** らは、実父が先物取引で巨額の利益を得たこと、巨額の遺産相続をしたことを原因として、自ら取引をしたものである。

そして、原告 **E** らは、年齢的にも問題はなく、それぞれ職業を有していた。とりわけ原告 **Ｋ** は、証券取引のベテランであり、原告 **Ｋ** 取引以外にも株取引等を行っていた。

さらに、原告 **E** らは、それぞれ巨額の遺産を相続したので十分な余裕資金を有していた。すなわち、原告 **E** らは、亡父が亡父取引によって得た利益である現金 1 億 0 7 8 8 万 9 4 6 2 円及び金 7 5 キログラム（平成 1 8 年 3 月時点で時価 1 億 5 7 5 0 万円相当）並びに金 5 0 キログラム（同月時点で時価 1 億 0 5 0 0 万円相当）の財産を相続によって取得したものである。商品取引所法（平成 1 8 年法律第 6 5 号による改正前のもの。以下同じ。なお、平成 2 1 年法律第 7 4 号による改正後の法律の題名は商品先物取引法。） 2 1 5 条においては、適合性原則において考慮すべき要素として「財産の状況」を挙げるところ、原告 **E** らは、上記のとおり本件各取引の損失額を上回る余裕資金を保有しており、その余裕資金を使って本件各取引を行ったのであって、この

点は極めて重要である。

したがって、本件各取引において、適合性原則違反がないことは明らかである。

3. 争点③（説明義務違反の有無）について

【原告らの主張】

(1) 商品取引員は、顧客に対し、取引の内容について詳しく説明し理解を求めなければならない。すなわち、先物取引の仕組みや専門用語の説明はもちろん、先物取引が、高度に投機的かつ危険であり、特に証拠金を超える損失を被る危険があること等を十分に説明し、納得を得なければならない。さらに、先物取引における売買の決定には需要供給の関係、政治、経済の動向など相当に高度な知識を活用することが必要であること、こうした売買について決定するのに不可欠な要因、その情報収集方法についても十分な説明をしなければならない。

特に、原告 E らは、先物取引の知識、経験が全くなかったのであるから、このような者を勧誘する場合には、極めて危険な取引であることについて具体的に説明を尽くし、取引の危険性を十分に認識・理解させた上で初めて契約をさせるべきである。

(2) しかしながら、木村は、原告 E らに対し、「お父さんと同じようにやれば確実にもうかる、取引は全て任せてもらえば結構です。」と述べたのみで、取引の仕組み及び危険性について十分な説明をせず、先物取引の投機性、危険性さえも伝えず、かつ、追証拠金についても十分説明せず、絶対確実に利益が出ることを強調して勧誘するなど、全く説明義務を尽くしていない。このことは、原告 E らが説明を受けた旨を確認する被告審査部による電話確認記録が提出されていないことから裏付けられている。

また、原告 K については、原告 K 取引開始に先立ち作成した説明書類等の筆跡は原告 K のものと明らかに異なっており、原告 K に対して先物

取引の説明を行って署名押印をさせたとする木村の供述は全く信用することができない。亡父が原告 K 名義で被告と契約して取引を行っていたのであり、原告 K に対して先物取引に関する説明がされていないことは明らかである。

【被告の主張】

(1) 原告 E について

ア 木村は、平成18年4月7日、原告 E に対し、「商品先物取引の委託ガイド」（以下「委託ガイド」という。）及び「受託契約準則」を交付した上、委託ガイドの赤色枠で囲まれた危険性の部分（証拠金取引であり、総約定代金額は預託する証拠金の10～30倍程度となること、予想に反した値動きになった場合は、価格変動の幅が小さくても取引総額が大きな額の変動になるため、変動幅によっては損失額が預託額を超えるおそれがあること）を読んで説明し、商品先物取引の仕組みと危険性について、金を例にして、概要次の事項について説明した。

（ア）代金より少額の証拠金による取引のため、同じ資金で大きな取引ができ、予想が当たれば利益が大きい反面予想が外れた場合は損が大きいこと（ハイリスク・ハイリターン）。金の場合は、1グラム2300円とすれば、1キログラムの代金は230万円になるが、商品先物取引の場合は1枚1キログラム証拠金9万円で取引ができること。1枚1000グラムのため、倍率が1000倍であること。

（イ）原則として反対売買（買→売、売→買）で差金決済するため、商品代金を用意する必要（買建の場合）や商品を用意する必要（売建の場合）はないが、決済する期限（限月）が商品ごとに定められていること。金の場合は、1年先まで偶数月に限月があること。

（ウ）差金決済するまでの間に相場が逆に動いて、その日の終値で仮計算した損が本証拠金の半額を超過した場合は、原則として追証を預託するか

建玉を仕切らなければならないこと。追証以外に、臨時増証拠金、定時増証拠金があること。金の場合は、46円予想に反する値動きをした場合、 $46円 \times 1000倍 \times 1枚 = 4万6000円$ となり、1枚の本証拠金9万円の半額(4万5000円)を超過するから追証状態になること。

(エ) ストップ安、ストップ高の値幅制限があり、一日値動きの幅が決まっていること。金の場合は、前日の終値から通常は60円であること、ストップ安・高の際は注文をしても成立しないことがあること。

(オ) 手数料が必要なこと。金の場合は、1枚について、建玉と仕切約1万2000円の手数料がかかり、倍率の1000で割った約12円が手数料の抜け幅になって、予想があたっても12円を超過しないと本当の利益にならないこと。

(カ) 相場予想に反した値動きをした場合の対処方法(仕切・追証・難平・両建)。

(キ) 禁止事項、その他。

イ また、木村は、原告 E に対し、商品先物取引の説明及び理解に関する確認書①(以下「確認書①」という。)の内容を説明したところ、原告 E はこの説明を理解して、「説明を受けた場所」欄に「自宅」、「説明を受けた日時」欄に「平成18年4月7日15時頃」と手書きし、署名押印した。

続いて、木村は、原告 E に対し、「取引管理運用の手引き」を交付して、禁止事項や被告の新規委託者の保護措置等を説明した。

その上で、木村は、原告 E に対し、商品先物取引の説明及び理解に関する確認書②(以下「確認書②」という。)の内容を説明したところ、原告 E はその内容を確認して、「説明を受けた場所」欄に「自宅」、「説明を受けた日時」欄に「平成18年4月7日16時頃」と手書きし、署名押印した。

ウ 被告審査部では、原告 E に電話をして、原告 E の商品先物取引の理解度、提出書類の記載内容等を確認して、審査をし、原告 E はこれをパスした。

そして、原告 E は、「先物取引の危険性を了知した上で、…私の判断と責任において取引を行うことを承諾した」旨の記載がある約諾書及び通知書（以下、併せて「約諾書等」という。）に必要事項を記載し、署名押印した。

(2) 原告 K について

木村は、亡父の紹介により、平成17年7月13日、原告 K と面談した。

その際、木村は、原告 K に対し、原告 E に対する説明（上記(1)）と同様に、先物取引の仕組みとリスクの説明を行い、先物取引の受託契約を締結したものである。

(3) 以上のとおり、木村は、原告 E らに対し、先物取引の仕組みやリスクの説明を行っており、説明義務違反はない。

4 争点④（断定的判断の提供の有無）について

【原告らの主張】

顧客に対し、利益が生ずることが確実であると誤解させるような勧誘を行うことは、先物取引の本質が投機的なものであることから、商品取引所法その他において禁止されているところ、木村は、原告 E らが本件各取引を開始するに当たり、「お父さんと同じようにやれば確実に利益を出します。取引はすべて任せてもらえば結構です。」と述べて断定的な判断を提供し、原告 E らにその旨誤解させた。その結果、原告 E らは、2億円以上を被告に預託して取引を一任したのであり、本件各取引において断定的判断の提供の違法があったというべきである。

【被告の主張】

木村が、原告 E らに対し、確実に利益が上がる旨の断定的な判断を提供した事実はない。

5 争点⑤（一任売買の有無）について

【原告らの主張】

(1) 実質的一任売買は、担当外務員から指示事項の全部又は一部を具体的に明確にすることのないまま取引を打診し、又は打診なく取引を行った後に、委託者がこれに対して個別的な異議を唱えたとも評価できない個々の取引又は一連の取引を指すものである。これらの取引の特徴は、取引において実質的な投資判断を行っているのが担当外務員であり、そこに委託者の意思・判断が全くないか又は希薄であって、一任売買禁止の趣旨が同様に妥当し、違法性を帯びることとなる。

(2) 本件においては、取引の事前にも事後にも、木村から原告 E らに対して全く連絡はなく、任せておいてくれればよいとのことであった。他の名義人である Y 及び U にも、全く連絡はなかった。

本件各取引のような頻繁売買は、原告 E らにおいて、事前に意見を求められても答えようがなく、また、事後に報告を受けても対応のしようがなく、まれに、木村から、大きく儲かっていると、損が増えているといった報告はあったものの、個別の取引についての報告はなかった。

被告から、非常に多数の売買報告書・計算書が原告 E の下に届いたのは事実であるが、先物取引の仕組みや取引の内容、計算方法等の説明を全く受けていない原告 E は、売買報告書・計算書の見方がそもそも分からず、連日のように多数のものが送られてくることから、これらをほとんど開封することなく放置していたものである。

また、木村は、一任売買を認める内容の念書を作成して原告 E らに差し入れるなど、一任売買を行っていたことについて、一貫して認めてきたものである。

さらに、木村は、原告 E ら及び V 名義で、原告らに無断で被告の銀行口座に送金を行っているところ、被告は、原告らからの指摘を受けるまで、一任売買を否定する根拠として被告への送金の事実を主張していたものであり、このことは、木村が計画的に一任売買の事実等を隠ぺいしようとしていたことを示すものである。

以上によれば、本件各取引は、注文者が個別の注文について一応の承認行為を行っている実質的一任売買の事例とも異なり、完全な一任売買に該当するものであって、違法である。

【被告の主張】

- (1) 本件では、形式的にも実質的にも一任売買はない。

被告は、原告 E らに対し、取引の都度、売買報告書・計算書を送付しているし、月に一度は残高照合通知書を送付して、取引の内容を報告の上、原告 E らにそれぞれ確認してもらっている。そして、木村は個別の取引について、それぞれ注文を受けていた。

- (2) 仮に、原告らが主張するように、木村が勝手に先物取引を行ったのだとすれば、原告 K と原告 E の取引は全く同じになるか、極めて類似するはずである。しかしながら、原告 E らの取引推移から明らかなように、両者の取引は全く異なる。

例えば、初期の取引において、原告 K は金を50枚買建し、その50枚を現物で受け取ろうとしているのに対し、原告 E は、金を売建して先物取引を開始しており、全く反対の先物取引をしている。そして、以後、金の買玉50枚を保有しているだけの原告 K に対し、原告 E は、木村から相場の値段などの連絡を受け、木村が中大アルミ、パラジウム、銀などの値段の状況や今後の予想をして証拠金や倍率などの説明をすると、木村のアドバイスなどを採用し、順次取引を広げていったのである。原告 E らがそれぞれ独自の方針で先物取引を行っていたことは明らかである。

- (3) もっとも、原告 E の取引と原告 K の取引は、①建玉のポジションが期間により一貫していること、②特定売買や手数料の額が極端に少ないこと、③損の理由がはっきりしていることという点で共通している。

すなわち、原告 E の中大アルミに関する取引についてみると、先物取引の訴訟においてよく問題となる特定売買は、「直し」が4回、「途転」が1回あるだけで、「両建」、「日計り」、「手数料不抜け」は1回もなく、特定売買比率は原告らの計算によっても12.1パーセントしかない。また、同取引の損失額は6059万6181円であるが、手数料額は774万4461円しかなく、損失額の12.78パーセントにすぎない。

このように、本件においては、特定売買比率と手数料化率の双方が、一任売買ではないという結果を示しているのである。

6 争点⑥（過当取引該当性）について

【原告らの主張】

(1) 原告 E 取引について

原告 E 取引は、平成18年4月10日から始まっているが、そのわずか11日後の同月21日の時点で、合計820枚、12億1028万円もの建玉を持つ状態になっていたものである。

これらの取引が、全て予想と逆の値動きをする可能性は極めて小さいが、平均して1パーセント分の損が生じる方向に値段が動いたということは毎日のように生じるものであり、それだけでも1200万円以上の損が生じるのである。しかも、手数料については、1枚平均1万円として、既に約800万円の手数料がかかる取引となっている。

最終的に、原告 E は、原告 E 取引で合計6341万円の手数料を支払うに至っており、さらに、U 名義取引で合計425万円の手数料を支払っている。

(2) 原告 K 取引について

原告 K 取引は、亡父 から承継した後、平成18年6月27日から始まっているが、そのわずか1か月後の同年7月31日の時点で、合計850枚、13億4303万円もの建玉を持つ状態になっていたものである。

これらの取引が、全て予想と逆の値動きをする可能性は極めて小さいが、平均して1パーセント分の損が生じる方向に値段が動いたということは毎日のように生じるものであり、それだけでも1300万円以上の損が生じるのである。しかも、手数料については、1枚平均1万円として、既に約850万円の手数料がかかる取引となっている。

最終的に、原告 K は、原告 K 取引で合計2995万円の手数料を支払うに至っており、さらに、Y 名義取引で合計3285万円の手数料を支払っている。

- (3) 以上のとおり、本件各取引における手数料は合計1億3046万円にも上るものであり、亡父 取引の手数料が合計669万円であることと比較して、その異常さは明らかである。木村は、原告 E らが先物取引について未経験で、どのような取引の頻度が普通かなど全く分からないことにつけこんで、凄まじい頻繁売買で莫大な手数料を稼いだのである。

このように、本件各取引は、莫大な手数料稼ぎ取引であり、原告 E らに過大な危険を与えたものであって、違法である。

【被告の主張】

前記5【被告の主張】のとおり、本件各取引はいずれも原告 E らの指示によるものであり、木村が手数料稼ぎの目的で過当な取引を行ったものではない。

7 争点⑦（相続税に関する木村による虚偽説明の有無等）について

【原告らの主張】

木村は、平成18年4月5日、亡父 取引の利益である現金と金地金を持参した際、原告らに対し、「亡父 が先物取引で得た金の現物と利益金は、先物取引で得たものだから相続税の申告は不要である。ただし、所得税の支払は必

要なので、2000万円を所得税申告用に分けておくように。」との虚偽の説明を行った。さらに、木村は、原告らに対し、所得税に関し、木村が持参した約1億1000万円に関する取引のみを申告すればよい旨の説明を行ったものである。

原告らは、先物取引について全く無知であり、先物取引の専門家である木村のアドバイスであることからこれを信用し、被告から受け取った亡父分の資産について相続税の申告をせず、また、先物取引分について所得税の申告もしなかった。

このため、相続税の修正申告、平成17年分及び平成18年分の亡父の所得税の修正申告、同年分の原告Mの所得税の修正申告をそれぞれ余儀なくされ、原告らに加算税及び延滞税が発生した。

【被告の主張】

(1) 木村が相続税について虚偽の説明を行ったことはない。

平成18年4月5日、木村が原告らに現金及び金地金を届けた際、原告らとの雑談の中で税金の話が出たが、木村は、先物取引の利益については申告分離課税で20パーセントの税金がかかること（なお、このことは委託ガイドにも記載されており、木村は亡父にも説明していた。）を説明し、相続税については「知りません。」と答えた。

(2) そもそも、被告は、同日時点で原告らとの間で先物取引の受託契約をしておらず、商品先物取引に関する説明義務を負っていない上、木村と原告らとの間の雑談は被告の業務ではないから、被告が使用者責任を負うことはない。

(3) 亡父の遺産は、被告との先物取引によって得た利益だけでも多額に上るから、相続税の申告が必要なことや多額の相続税がかかるのは当然のことであり、特にNの夫であるHは乙で経理の仕事をしており、経理に明るいということであったから、原告らは相続税の申告や課税について知っていた。にもかかわらず、原告らは、現金と金の現物という隠し

やすい資産と考えて、脱税し、かつ延滞したのであるから、加算税や延滞税がかかるのは当然である。

8 争点⑧（損害の有無及び額）について

【原告らの主張】

(1) 原告 E について

ア 取引損分

原告 E 取引は、平成20年8月11日に、合計3844万5200円の損失を出して終了した。

また、U 名義取引は、平成19年5月15日に、合計1223万8408円の損失を出して終了したところ、原告 E が U 名義取引のために出捐した1200万円からの不足金である23万8408円については請求を受けていないため、U 名義取引について原告 E に生じた損害は1200万円となる。

したがって、合計5044万5200円が原告 E について生じた取引損である。

なお、原告 E が、平成20年5月2日に被告から受領した1000万円については、その後被告に返還していないが、原告らが木村に渡した金地金の売却代金から支払われているものと考えられるので、上記取引損を減額する理由とはならない。

イ 加算税・延滞税分

木村の虚偽説明によって原告 E が負担せざるを得なくなった税金は、加算税181万5500円、延滞税（国税）81万6500円、延滞税（市県民税）19万9313円であり、合計283万1313円である。

ウ 弁護士費用 532万円

エ 合計 5859万6513円

(2) 原告 K について

ア 取引損分

原告・K 取引は、平成20年8月27日に、合計1億5242万4870円の損失を出して終了した。

また、Y 名義取引は、同日に、合計4490万0014円の損失を出して終了した。

したがって、合計1億9732万4884円が原告 K について生じた取引損である。

イ 加算税・延滞税分

木村の虚偽説明によって原告 K が負担せざるを得なくなった税金は、加算税141万1000円、延滞税（国税）68万3700円、延滞税（市県民税）19万9313円であり、合計229万4013円である。

ウ 弁護士費用 1996万円

エ 合計 2億1957万8897円

(3) 原告 M について

ア 原告 M 分の加算税及び延滞税

木村の虚偽説明によって原告 M 自身が負担せざるを得なくなった税金は、加算税1936万1000円、延滞税（国税）144万0900円、延滞税（市県民税）152万0920円の合計2232万2820円である。

イ 原告 M が立替払いした N 分の加算税及び延滞税

木村の虚偽説明によって N が負担せざるを得なくなった税金で、原告 M が立替払いによって負担したものは、加算税71万3000円、延滞税（国税）18万7900円の合計90万0900円である。

ウ 弁護士費用 232万円

エ 合計 2554万3720円

【被告の主張】

争う。

原告 E の取引損額について、被告は、原告 E に対し、平成18年6月14日に2000万円を、平成20年5月2日に1000万円を支払っており、これらが被告に返還されたことはないから、原告 E の請求額から3000万円が返還されなければならない。

また、木村が原告 E ら名義で入金した金額については、木村が借金等によって個人的に負担したものであるから、同額を原告 E らの損害額から控除すべきである。

9 争点⑨（過失相殺の可否及び割合）について

【被告の主張】

原告らは、原告 E らが、木村に本件各取引を一任した旨の主張をしているところ、原告らの主張によれば、原告 K も原告 E も、先物取引を始めて比較的短期間の間に巨額の損失が発生し、建玉が全部なくなるか、ほとんどなくなっているのに取引を中止せず、その直後に入金し、取引を積極的に継続したというのである。特に、原告 K については、ハイリスクの小規模な株取引を好んで行い、原告 K 取引とは別に、証拠金取引である信用取引も行っていたというのであるから、なおさら損害の発生及び拡大に対する責任が大きい。

したがって、仮に被告に賠償責任が認められる場合であっても、原告 K については8割程度、原告 E については7割程度の過失相殺が行われるべきである。

【原告らの主張】

前記のとおり、本件各取引が木村の故意による完全な一任売買であることに加え、顧客の利益を無視した過当、過大な取引であって、木村が説明義務違反や断定的判断の提供を行っており、これらの違法性は極めて強いものである。そして、本件各取引は、最初に先物取引の仕組みと危険性について説明を受け、納得の上で取引を開始し継続するという先物取引の基本原則がおよそ守られ

ていない背任事案であるから、原告らには、自己責任を負うための前提を全く欠いているというべきであり、いかなる過失相殺も認められない。

第4 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提となる事実並びに掲記の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 現金及び金地金の交付等

ア 木村は、原告 M の指示により、平成18年4月5日、他の被告従業員らと共に、亡父取引の証拠金及び利益金である現金1億1191万1558円及び金地金125キログラムを持参して 県 市所在の原告 M 宅を訪れた。原告 M 宅には、原告ら、 N 及び H (以下「原告関係者ら」という。)がおり、木村は、原告関係者らに対し、亡父取引の状況等について説明した上、上記現金及び金地金を交付した。

(以上につき、乙A6, 証人木村, 原告 E 本人)

イ その後、原告関係者らは、上記現金につき、原告 M 分として4500万円、原告 E 分、原告 K 分及び N 分として各1500万円ずつに分配し、上記金地金を、原告 M 分として62キログラム、原告 E 分、原告 K 分及び N 分として各21キログラムずつに分配した(乙A6, 証人木村, 原告 E 本人, 原告 K 本人)。

(2) 原告 K 取引に関する事実

ア 原告 K は、平成17年7月13日、被告に対して取引口座の開設を申し込み、原告 K 取引を開始した。原告 K は、その際、木村から委託ガイド及び受託契約準則の交付を受けた上、取引口座開設申込書、取引管理運用の手引きの確認書及び約諾書等にそれぞれ署名押印し、上記各書類を被告に差し入れた。

(以上につき、乙B1から5まで, 証人木村)

イ 被告は、平成17年7月以降、原告 K に対し、 県 市
の住所に宛てて、原告 K 取引に関する売買報告書、残高照合通知書そ
の他の書類（以下、併せて「売買報告書等」という。）を送付した。原告
K は、原告 K 取引開始当時、同市 所在地 に居住しており、
売買報告書等が送付されていた同市 所在地 を勤務先と
していたが、平成 丙 月頃、同所に転居した。

（以上につき、乙B5から8まで、原告 K 本人）

ウ 原告 K は、送付されてきた原告 K 取引に係る売買報告書等の内容を
詳細に確認することなく放置していた（甲34、原告 K 本人）。

エ 原告 K 取引における出入金状況等は、別紙2 K ・ E 取引
推移の「 K 取引」欄記載のとおりであり、そのうち主要なものは次
のとおりである。

(ア) 原告 K は、平成18年5月11日、被告に対し、金地金10キログ
ラムを原告 K 取引の運用原資として、同10キログラムを原告 K が
被告において行っていた外国為替証拠金取引の運用原資としてそれぞれ
預託した（甲35の1、乙A6、B49）。

(イ) 原告 K は、同年6月23日、被告に対し、金地金25キログラムを
預託した上で売却を指示し、その売却代金（5657万5000円）を
原告 K 取引の口座に入金した（甲35の2、乙A6、B50、弁論の
全趣旨）。

(ウ) 原告 K は、同年7月4日頃、被告から、金倉荷証券10枚の売却代
金として2491万9605円を受領した（乙A6、B45の1）。

(エ) 原告 K は、同年9月12日、被告に対し、金地金12キログラムを
預託した上で売却を指示し、その売却代金（2808万円）を原告 K
取引の口座に入金した（甲35の6、乙A6、B51）。

(オ) 木村が、同月22日、原告 K に対し、原告 K 取引における同月2

1日までの確定損の金額が1億3487万8825円にのぼっていることを伝えたところ、原告Kは、被告に対し、証拠金として1642万5395円を預託した。同日時点における仕切りの結果、原告K取引における建玉は中部ガソリン10枚のみとなり、追証拠金として必要な額は187万4000円であった。

(以上につき、甲34、乙A6、B7の34、証人木村、原告K本人、
弁論の全趣旨)

(カ) 原告Kは、木村に対し、原告K取引における預託金から442万5395円を出金したい旨伝え、同月25日、被告から、現金で同額を受領した(乙A6、乙B7の36、45の2)。

(キ) 原告Kは、木村に対し、原告K取引における預託金から500万円を出金したい旨伝え、平成20年3月24日、被告から同額の送金を受けた(甲34、B7の136、45の3)。

(ク) 原告Kは、木村に対し、原告K取引における預託金から300万円を出金したい旨伝え、同年7月2日、被告から現金で同額を受領した(乙A6、B7の186、45の4)

(ケ) 原告K取引は、同年8月27日に終了し、原告Kは、同年9月5日、被告から原告K取引の清算金として148万3575円の送金を受けた(乙B7の205、45の5、弁論の全趣旨)。

(コ) 原告K取引における現金での入金のうち、平成18年10月6日の150万円、同年11月20日の5万円、同年12月7日の9万5982円、平成19年1月5日の2万4500円、同年11月20日の18万3000円、同月28日の28万3000円、同月29日の23万円、同年12月3日の7万円、平成20年2月27日の150万円、同年4月1日の35万円、同年8月6日の12万円及び同月7日の9万円の各入金(合計金額449万6482円)は、木村が、原告Kに個別に確

認することなく、原告 **ㄎ** 名義で被告の開設する口座に送金したものである（甲 26, 28, 証人木村, 原告 **ㄎ** 本人）。

オ 原告 **ㄎ** は、中学を卒業後、約 40 年にわたり、**ㄐ** に就き、現在は **ㄒ** を営んでおり、平成 18 年頃の年収は約 600 万円であった（甲 34, 原告 **ㄎ** 本人）。

カ 原告 **ㄎ** は、平成 17 年 7 月当時で約 5 年間、株の現物取引の経験を有していた（甲 34）。

キ 原告 **ㄎ** は、平成 18 年 5 月 18 日から平成 22 年 3 月 5 日までの間、**ㄗ** 株式会社（以下「**ㄗ**」という。）との間で委託契約を締結し、株取引等（以下「**ㄗ** 取引」という。）を行っていた。原告 **ㄎ** は、**ㄗ** 取引において、**ㄗ** から送付されてきた報告書等を確認し、署名押印した上で **ㄗ** に返送しており、銘柄の選択等について、新聞の株価欄を参考にするなどして自ら判断していた。原告 **ㄎ** は、平成 19 年 8 月頃から、**ㄗ** 取引において日経 225 先物取引（株価指数先物取引）を開始した。**ㄗ** 取引は、現在約 2500 万円の損失となっている。

（以上につき、甲 23, 原告 **ㄎ** 本人）

(3) 原告 **ㄗ** 取引に関する事実

ア 原告 **ㄗ** は、原告 **ㄓ** の紹介により、木村から商品先物取引の勧誘を受け、平成 18 年 4 月 7 日、被告に対して取引口座の開設を申し込み、原告 **ㄗ** 取引を開始した。原告 **ㄗ** は、その際、木村から委託ガイド及び受託契約準則の交付を受けた上、取引口座開設申込書、確認書①、確認書②及び約諾書等にそれぞれ署名押印し、上記各書類を被告に差し入れた。原告 **ㄗ** は、原告 **ㄗ** 取引を開始する際、亡 **ㄗ** が現金及び金地金を増やしたように、亡 **ㄗ** から相続した財産をとにかく増やしたいとの意向を有していた。

- (以上につき、甲33、乙C1から6まで、証人木村、原告E本人)
- イ 被告は、同日以降、原告Eに対し、原告E取引に関する売買報告書等を送付したが、原告Eは、上記売買報告書等をほとんど開封せずに放置していた(乙C8、9、原告E本人)。
- ウ 原告E取引における出入金状況等は、別紙2 **ト** ・ **E** 取引推移の「**E** 取引」欄記載のとおりであり、そのうち主要なものは次のとおりである。
- (ア) 原告Eは、平成18年4月10日、金倉荷証券21枚を取引口座に入庫し、これを原資として原告E取引を開始した(乙A6、C8の1)。
- (イ) 原告Eは、同年6月14日、原告E取引における預託金から2000万円を出金し、受領した(乙A6、C8の37、45の1)。
- (ウ) 木村が、同年7月4日、原告Eに対し、原告E取引における同日までの確定損の金額が3709万0266円であり、証拠金充当の結果、611万5010円の不足金が発生している旨伝えたところ、原告Eは、同月5日、被告に対し、1200万円を預託し、うち611万5010円が損金の不足金に充当され、その余の588万4990円が原告E取引の証拠金となった(乙A6、乙C8の51、8の52)。
- (エ) 原告Eは、平成19年2月1日、原告E取引における預託金から500万円を出金し、同年3月6日、合計500万円を入金した(乙C8の113、8の128、45の2)。
- (オ) 原告Eは、平成20年5月2日、原告E取引における預託金から1000万円を出金し、受領した(乙C8の196、45の3)。
- (カ) 原告E取引は、同年8月11日に終了し、原告Eは、同年9月5日、被告から原告E取引の清算金として5930円の送金を受けた(乙C8の226、45の4、弁論の全趣旨)。
- (キ) 原告E取引における現金での入金のうち、平成18年9月12日の

28万円、同月22日の10万円、同月26日の11万5724円、同年10月5日の4万7200円、同年11月17日の50万円、平成19年12月13日の26万5000円、平成20年1月16日の5万2000円、同月25日の1万0210円、同月28日の2万1000円、同年3月7日の51万円、同年8月1日の23万6090円、同月5日の13万8300円、同月6日の1万6350円、同月7日の2万円の各入金（合計金額231万1874円）は、木村が、原告Eに個別に確認することなく、原告E名義で被告の開設する口座に送金したものである（甲26、28、証人木村、原告E本人）。

エ 原告Eは、高校卒業後、亡父の仕事の手伝いや甲のアルバイトをするなどした後、甲を経営するようになり、平成18年分の所得は、不動産所得や外国為替による雑所得を含めて480万円程度であった（甲11、乙C3、原告E本人）。

オ 原告Eは、証券取引を行った経験がない（甲33、原告E本人）。

(4) Y名義取引に関する事実

ア Yは、原告Kと親しい親戚付き合いをしていたところ、平成18年7月から8月頃、原告Kから、Y名義で商品先物取引をしたいので名義だけ貸してほしいとの依頼を受け、これを了承した（甲19、34、原告K本人）。

イ 原告Kは、同年8月9日、Y名義の取引口座開設申込書、確認書①、確認書②及び約諾書等に署名押印し、これらを被告に差し入れた（甲34、乙D7から10まで、原告K本人）。

ウ 原告Kは、被告に対し、Y名義取引の運用原資として、同月10日に金地金10キログラム、同月11日に金地金10キログラム、同月23日に金地金8キログラムをそれぞれ預託した（甲35の3から5まで、乙D12、証人木村、原告K本人）。

エ Y は、Y 宅に送付されてきた Y 名義取引に係る売買報告書等を、月 3 回程度、まとめて原告 K に渡していたが、原告 K がこれらの内容を詳細に確認することはなかった（甲 34、原告 K 本人）。

(5) U 名義取引に関する事実

ア U は、原告 E から、U 名義で商品先物取引をしたいので名義だけ貸してほしい旨の依頼を受け、平成 18 年 6 月 16 日、取引口座開設申込書、確認書①、確認書②及び約諾書等に署名押印し、これらを被告に差し入れた（甲 20、乙 D 1 から 4 まで、証人木村、原告 E 本人）。

イ U 名義取引は、原告 E が亡父から相続によって取得した現金 1500 万円のうち 1200 万円を原資として開始された（甲 20、原告 E 本人）。

ウ U は、原告 E 宅と同じ建物内にある U 宅へ送付されてきた U 名義取引に係る売買報告書等を開封せずに保管しておいたが、原告 E から、処分してよいと言われたため、上記売買報告書等をそのまま処分した（甲 20、原告 E 本人）。

(6) 木村による念書の差入れ等

ア 木村は、平成 20 年 7 月 11 日付けで、①原告 K 取引、原告 E 取引及び Y 名義取引について、一任売買での取引をしていること、②取引資金を一部個人負担したこと、③亡父の相続時に金地金は申告する必要がないと脱税を幫助する発言をしたこと、④ Y 名義取引を借名取引と知りながら運用していたことを認める内容の念書（以下「本件念書①」という。）を作成し、これを原告 E ら及び H に差し入れた（甲 21、証人木村、原告 E 本人）。

イ 原告 E ら及び H は、木村に対し、本件念書①を書き直すよう指示し、木村は、同月 25 日付けで、①原告 E らに対して先物取引のリスクを説明しなかったこと、②借名取引と知りながら原告 K に対し Y 名

義取引を勧誘し誘導したこと，③取引の元本割れを取り戻すべくよりリスクの高い取引を勧誘し誘導したこと，④禁止行為と知りながら取引の損失補填を行う事態を招いたこと，⑤原告 K 取引，原告 E 取引及び Y 名義取引は無断売買，一任売買であったこと，⑥将来，木村ができる限りの損失補填を行うことなどを内容とする念書（以下「本件念書②」といい，本件念書①と併せて「本件各念書」という。）を作成し，これを原告 E ら及び H に差し入れた（甲 22，証人木村，原告 E 本人）。

(7) 原告 E と木村との面談

原告 E は，平成 20 年 8 月 15 日，木村と面談し，原告 E 取引の状況について木村から説明を受けるなどした。この面談において，木村は，原告 E に対し，平成 20 年以降の出入金状況や，相場状況等を含む取引状況を説明するとともに，木村が自己の判断で原告 E 取引の運用を行った旨の発言をした（甲 24，証人木村，原告 E 本人）。

2 事実認定の補足説明

(1) 金地金 125 キログラムの帰趨について

ア 原告らは，亡父 取引の結果得られた金地金 125 キログラムにつき，相続人間でこれを分配したことはなく，平成 18 年 4 月頃，原告 M がうち 104 キログラムを木村に預けた旨主張し，原告 E 及び原告 K も，本人尋問においてこれに沿う供述をする。

しかしながら，亡父 取引の結果得られた現金 1 億 1 1 9 1 万 1 5 5 8 円についてはこれを相続人間で分配しておきながら（原告 E 本人），現金と同時に受領した金地金については分配しなかったとは考え難い上，預り証等を受領することなく 104 キログラムもの金地金を木村に交付したということも不自然といわざるを得ない。原告 E らの上記供述を裏付ける証拠はないことや，原告らが本件訴訟の当初，金地金を相続人間で分配した旨の主張を行っていたことにも照らせば，平成 18 年 4 月頃，原告 M

が104キログラムの金地金を木村に預けたとの事実は認められず、原告らの上記主張は採用することができない。

イ この点、木村が、原告Kに対し、金地金につき6通の預り書（以下「本件預り書」という。甲35の1から6まで）を交付しているところ、原告らは、本件預り書は平成18年9月以降に一度に受け取ったものであり、木村が原告Mから大量の金地金を預かっているとの認識を示すものである旨主張する。

しかしながら、本件預り書は、預かった金地金の数量及び番号や預かった日付が具体的に記載されていることに加え、その一部（甲35の3から5まで）については、Y名義取引に係る委託者別証拠金等現在高帳（乙D12）によれば、記載内容に対応する時期・数量の金地金の取引の存在が認められること、その余の預り書（甲35の1、2及び6）については、記載内容どおりの金地金の授受があったことを裏付ける受領書控え（乙B48）、スワップ申込書（乙B49）及び地金売却申込書（乙B50、51）が存在することに鑑みれば、本件預り書に記載されたとおり、原告Kが、木村に対し、6回に分けて金地金合計85キログラムを預けたことが認められる。したがって、本件預り書によっても、この点に関する原告ら主張の事実を認めることはできず、原告らの上記主張は採用することができない。

(2) 原告K取引における取引経過について

原告らは、原告K取引における出入金のうち、平成18年9月22日の1642万5395円の入金（前記認定事実(2)エ(オ)）、平成20年3月24日の500万円の出金（前記認定事実(2)エ(キ)）、同年9月5日の清算金の受取り（前記認定事実(2)エ(ク)）のほか、被告との間で資金のやり取りをした事実はない旨主張する。

この点、原告K取引における入金のうち木村が原告K名義で入金した

ものについては、前記認定事実(2)エ(コ)のとおりであるが、その他の認定事実（前記認定事実(2)エ(ア)から(エ)まで、(カ)及び(ク)）については、原告 K 名義の署名押印がある現金及び有価証券受領書（乙B45の1, 2及び4）、スワップ申込書（乙B49）、地金売却申込書（乙B50, 51）が存在するところ、原告 K は、上記各書類の署名は原告 K のものではない旨主張し、これに沿う供述（原告 K 本人）をする。

しかしながら、原告 K は、上記各書類に押印された印鑑は原告 K のものであり、原告 K が自ら押印するか、その都度木村に印鑑を渡していたとも供述しているのであるから、上記各書類は、原告 K の意思に基づき、真正に成立したものと推定され（民事訴訟法228条4項）、上記推定を覆すに足りる反証はない。

したがって、前記認定事実のとおり、原告 K が出入金を行った事実が認められる。

(3) 原告 E 取引における取引経過について

原告らは、原告 E 取引における出入金のうち、平成18年6月14日の2000万円の出金（前記認定事実(3)ウ(イ)）、同年7月5日の1200万円の預託（前記認定事実(3)ウ(ウ)）及び平成20年5月2日の1000万円の出金（前記認定事実(3)ウ(オ)）について、そのような事実はない旨主張し、原告 E もこれに沿う供述等（甲33、原告 E 本人）をする。

しかしながら、上記2000万円の出金及び1000万円の出金については、原告 E 名義の署名押印がある現金及び有価証券受領書（乙C45の1, 3）が存在し、原告 E は、上記署名押印が自らのものであることを認めているのであるから（原告 E 本人）、2000万円及び1000万円を受領していない旨の上記供述は採用することができない。また、1200万円の入金についても、実際に原告 E 取引の口座に入金され、その旨記載された「入出金（入出庫）及び振替のご通知」（乙C8の52）が作成されて原告

Ｅ宅に送付されているものであって、木村が勝手にこれを入金したとか、他の取引口座から資金が移動されたという事実をうかがわせるような証拠もないのであるから、原告Ｅが、それまでの取引損を取り戻すために1200万円を入金したと推認するのが相当である。

したがって、前記認定事実のとおり、原告Ｅが出入金を行った事実が認められる。

(4) 木村による原告Ｅら名義での送金の出捐者について

証拠（甲26, 28, 証人木村, 原告Ｅ本人）によれば、上記認定事実のとおり、木村は、原告Ｅ取引において、原告Ｅに個別に確認することなく、合計14回（金額合計231万1874円）にわたり、原告Ｅ名義で取引口座への送金を行っていたこと、木村は、原告Ｋ取引において、原告Ｋに個別に確認することなく、合計12回（金額合計449万6482円）にわたり、原告Ｋ名義で取引口座への送金を行っていたことが認められるところ、被告は、木村の上記送金は、原告Ｅ取引及び原告Ｋ取引において生じた損を取り戻すため、木村が自ら借金をするなどして損失補填をしたものであると主張し、木村もこれに沿う供述（証人木村）をする。

しかしながら、原告Ｅ取引と原告Ｋ取引とを併せて680万円以上にものぼる金額を、被告の従業員にすぎない木村が個人で負担するということは考え難い上、被告は当初これらの送金が原告Ｅらによるものであると主張し、木村も同旨の陳述（乙A6）をしていたのであり、木村による送金手続を示す証拠が提出されるやこれを翻して上記のように主張するに至ったことなどの経緯にも鑑みると、木村の自ら出捐した旨の供述を信用することはできない。

したがって、原告Ｅら名義での上記送金が、木村の出捐によるものであるとは認められず、他に原告Ｅらの財産以外から出捐されたことを認めるに足りる証拠はない。

3 争点①（U 名義取引及び Y 名義取引の取引主体）について

(1) U 名義取引について

前記認定事実によれば，U は，U 名義取引の開始に際して，取引口座開設申込書，確認書①，確認書②及び約諾書等に自ら署名押印しているものの，U 名義取引の運用資金については原告 E が出捐していること，U は U 名義取引に係る売買報告書等を開封せず，原告 E の指示によりそのまま処分していることが認められる。これらの事実に加え，平成 20 年 8 月 15 日の原告 E と木村との面談において，木村が，U 名義取引が実質的には原告 E の取引であることを前提とした発言をしていること（甲 24）にも鑑みれば，U 名義取引は，実質的には原告 E が取引主体である借名取引であり，そのことを木村も認識していたと認められる。

(2) Y 名義取引について

前記認定事実によれば，原告 K は，Y 名義取引の開始に際して，取引口座開設申込書，確認書①，確認書②及び約諾書等に Y 名義で署名押印したこと，Y 名義取引の運用資金については原告 K が出捐していること，Y は，Y 名義取引に係る売買報告書等を全て原告 K に渡していること，木村は，本件各念書において，Y 名義取引が借名取引であると知りながら，原告 K に対し Y 名義取引を勧誘した旨認めていることが認められる。これらの事実に加え，原告 K 宛ての本件預り書のうち，平成 18 年 8 月 10 日付け（甲 35 の 3），同月 11 日付け（甲 35 の 4）及び同月 23 日付け（甲 35 の 5）のものには，Y 名義取引で運用するために金地金を預かった旨の記載があることにも鑑みれば，Y 名義取引は，実質的には原告 K が取引主体である借名取引であり，そのことを木村も認識していたと認められる。

(3) 被告の主張について

被告は，U 名義取引及び Y 名義取引は，それぞれ U 及び Y が自己

の計算で行っていた取引である旨主張し、木村もこれに沿う供述等(乙A6, 証人木村)をするが、木村は、U及びYへの連絡状況や注文を受けた際の状況につき何ら具体的な供述をしておらず(証人木村)、U及びYから注文を受けていた旨の木村の供述は信用することができない。この点に関する被告の主張には理由がない。

(4) 小括

以上によれば、U名義取引は、原告Eが自己の計算において行っていた取引であって、その効果は原告Eに帰属するというべきであり、Y名義取引は、原告Kが自己の計算において行っていた取引であって、その効果は原告Kに帰属するというべきであるから、以下、原告E取引とU名義取引(以下、併せて「原告E取引等」という。)及び原告K取引とY名義取引(以下、併せて「原告K取引等」という。)をそれぞれ併せて検討する。

4 争点②(適合性原則違反の有無)について

(1) 適合性原則違反が不法行為と評価される場合の判断枠組みについて

商品先物取引は、基本的には投資家の自己責任によって行われるべきものであるが、一般投資家と商品先物取引会社との間には、商品先物取引についての知識、経験、情報の収集能力及び分析能力等において、格段の格差があり、一般の投資家は、専門家である商品先物取引会社の提供する情報や助言等に依存して投資を行わなければならないが、他方、商品先物取引会社は、一般投資家を取引に勧誘して利益を得ているものである。

したがって、商品先物取引会社が顧客に投資勧誘をする場合には、顧客に対し、その知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行ってはならず(適合性原則、商品取引所法215条)、商品先物取引会社の担当者が、顧客の意向と実情に反して、明らかに過大な危険を伴う取引を積極的に勧誘するなど、適合性の原則から著しく逸脱した商品先物取引の勧

誘をしてこれを行かせたときは、当該行為は民法上も違法となると解するのが相当である。

そして、商品先物取引会社の担当者による投資勧誘が適合性の原則から著しく逸脱していることを理由とする不法行為の成否に関し、顧客の適合性を判断するに当たっては、当該投資商品の取引類型における一般的抽象的なリスクのみを考慮するのではなく、具体的な商品特性を踏まえて、これとの相関関係において、顧客の投資経験、商品先物取引の知識、投資意向、財産状態等の諸要素を総合的に考慮する必要があるというべきである。

(2) 原告 E 取引等について

前記前提となる事実及び認定事実によれば、原告 E は、昭和 年 月 日生まれ（原告 E 取引開始当時 60 歳）の女性で、甲 を経営し、年数百万円程度の収入を得ていたこと、原告 E に商品先物取引及び証券取引の経験はなかったこと、原告 E は、亡父 から相続した現金及び金を増やしたいという意向で原告 E 取引を開始したことが認められる。

そして、商品先物取引は、取引の対象である総取引金額が取引に際して預託すべき証拠金の 10～30 倍程度となり、多額の資金を失ったり、損失が預託した証拠金の額を上回ったりするおそれのあるリスクの高い取引であって、商品先物取引を行う顧客において、その仕組みや危険性を十分に理解できる知識、能力が必要というべきところ、上記のとおり、原告 E は 甲 を経営していたとはいえその収入からみた経営規模は大きいとはいえない上、原告 E には商品先物取引はおろか他の投資経験もないのであって、「とにかく財産を増やしたい」とのリスクを意識しない投資意向を有していたことからしても、原告 E 取引開始当時、原告 E が商品先物取引の仕組みや危険性を十分に理解できる知識、能力を有していなかったというべきである。それにもかかわらず、木村は原告 E を勧誘し、いきなり時価 4355 万 4000 円（乙 C 46）にのぼる金倉荷証券 21 枚を証拠金とする原告 E 取

引を開始させているものであり、これらの点を考えれば、原告 E 取引等の原資が、亡父が商品先物取引により得た現金や金を相続したものであったことを考慮しても、原告 E 取引等においては、適合性原則から著しく逸脱した商品先物取引勧誘行為が行われたというべきである。

(3) 原告 K 取引等について

前記前提となる事実及び認定事実によれば、原告 K は、昭和 年 月 日生まれ（原告 K 取引開始当時 57 歳）の男性で、中学を卒業後、約 40 年にわたり J に就き、現在は 己 を経営して年約 600 万円の収入を得ていること、原告 K は、平成 17 年 7 月時点で約 5 年間の株取引の経験を有している上、平成 18 年 5 月 18 日以降、戊' において株取引を行っていたこと、戊' 取引において、原告 K は、取引に係る報告書等を検討し、新聞の株価欄等も参考にしながら自らの判断で株の売買を行い、平成 19 年 8 月以降は株価指数先物取引を開始していることが認められる。これらの事実に加え、原告 K は、過去に先物取引で失敗した人を実際に見ており、原告 K 取引開始以前から先物取引の危険性は十分に認識していた旨供述していること（原告 K 本人）にも鑑みれば、原告 K は、原告 K 取引開始（平成 17 年 7 月 13 日）当時においても、商品先物取引の仕組みや危険性を十分に理解できる知識、能力を有していたというべきである。この点、原告 K は、原告 K 取引開始時点においてはそれが先物取引であるということを認識しておらず、取引が終わる頃になってようやく先物取引であることがわかった旨供述し（原告 K 本人）、自己に商品先物取引の危険性を認識できる能力はなかったかのように弁解するが、戊' 取引の取引経緯や、原告 K 取引の途中で確定損の金額が 1 億数千万円にのぼっている旨木村から報告を受けていることなどの事実を照らすと、原告 K の上記供述は到底信用することができない。

さらに、原告 K 取引の当初の取引経過についてみると、平成 17 年 7 月

13日に300万円を預託して東工金50枚を買建てして以降、平成18年6月まで取引が行われておらず（乙B7の1から5まで）、直ちに過大な危険が生じるというおそれは少ないものであった。

以上の事実に加え、前記のとおり原告 K 取引等の原資が相続により取得した余裕財産であったこと等に鑑みれば、原告 K 取引等において、適合性原則から著しく逸脱した商品先物取引勧誘行為が行われたということとはできない。

5 争点③（説明義務違反の有無）について

(1) 説明義務違反が不法行為と評価される場合の判断枠組みについて

商品先物取引会社は、信義則上、一般投資家である顧客を商品先物取引に勧誘するに当たり、投資の適否についての的確に判断し、自己責任で取引を行うために必要な情報である当該投資商品の仕組みや危険性等について、当該顧客がそれらを具体的に理解することができる程度の説明を、当該顧客の投資経験、知識、理解力等に応じて行う義務を有すると解するのが相当であり、この義務違反は顧客に対する不法行為を構成するものというべきである。

(2) 原告 E に対する説明義務違反の有無について

被告において作成している委託ガイドには、商品先物取引の仕組みや危険性についての一般的な説明とともに、3頁目に「商品先物取引の危険性について」と題し、一見して目に入るように赤枠で注意書きが記載されており（乙B1, C1）、また、確認書①には、「預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生する恐れがあること」等と記載されている（乙C4）。そして、前記認定事実によれば、原告 E は、原告 E 取引を開始するに当たり、木村から委託ガイド及び受託契約準則の交付を受けた上、取引口座開設申込書とともに、確認書①、確認書②及び約諾書等に署名押印したと認められることに加え、原告 E は、被告審査部から取引開始に当たっての確認の電話を受けた旨述べていること（原告 E 本人）からすれば、木村から、委託ガイド

の概要や商品先物取引の一般的な危険性について一通り説明を受けたと推認することができる。

しかしながら、前記4(2)で認定説示したとおり、原告 E は、原告 E 取引開始当時、商品先物取引の仕組みや危険性を十分に理解できる知識、能力を有していなかったものと認められるのであるから、上記の程度の説明では、原告 E が商品先物取引の仕組みや危険性を具体的に理解することができたとはいえず、木村には、少なくとも、取引の具体例や、銘柄ごとの相場状況等を示すなど、原告 E が先物取引の危険性を十分に理解した上で取引を行うか否かを決定することができる程度の説明を行うべき義務があったといえるべきである。そして、そのような十分な説明があったことを認めるに足りる証拠はなく、上記のとおり、原告 E は商品先物取引の仕組みや危険性を十分に理解できていなかったのであるから、木村には原告 E に対する説明義務違反があったと認められる。

(3) 原告 K に対する説明義務違反の有無について

前記認定事実によれば、原告 K は、原告 K 取引を開始するに当たり、木村から委託ガイド及び受託契約準則の交付を受けた上、取引口座開設申込書とともに、取引管理運用の手引きの確認書及び約諾書等の内容を了解したことが認められる。

この点、原告 K は、上記各書類の署名押印は原告 K によるものではなく、亡父が口座を開設したものであり、原告 K は原告 K 取引開始に当たって商品先物取引の説明を受けたことはない旨主張し、原告 K 本人尋問においてもこれに沿う供述をする。しかしながら、上記各書類に押印された印鑑は原告 K のものであることが認められ（原告 K 本人。この点、原告

K は、亡父が死亡する頃までは印鑑を両親に預けていた旨述べるが、これを裏付ける証拠はなく、採用の限りでない。）、取引開始に当たっては被告審査部からの電話による本人確認が行われるのが通常であることにも照ら

すと、上記各書類の作成は、原告 K の意思に基づくものであると認めるのが相当である。

そして、前記した委託ガイドの記載内容と、取引管理運用の手引きの確認書の記載内容（「担当者より「商品先物取引－委託のガイドー」と「取引管理運用の手引き」の交付・説明を受け、商品先物取引のしくみ・ルール・危険性、ならびに貴社の管理・保護措置を十分に理解しました」等の記載がある。乙B4）に照らせば、原告 K は、原告 K 取引開始に当たり、木村から、委託ガイドの概要や商品先物取引の一般的な危険性について一通り説明を受けたと推認することができる。そうであるところ、前記4(3)で認定説示したとおり、原告 K は、原告 K 取引開始時点において、商品先物取引の危険性を十分に理解できる知識・能力を有していたものと認められるから、上記の説明によって、商品先物取引の仕組みや危険性を具体的に理解することが可能であったといえることができる。

したがって、原告 K に対する説明義務違反があったとは認められない。

6 争点④（断定的判断の提供の有無）について

原告らは、本件各取引において、木村が、原告 E らに対し、「お父さんと同じようにやれば確実に利益を出します。」などと述べて断定的判断を提供した旨主張し、原告 E らもこれに沿う供述等（甲33, 34, 原告 E 本人, 原告 K 本人）をする。

しかしながら、原告 E らの上記供述等を裏付ける証拠はない上、前記5で認定説示したとおり、木村は、原告 E らに対し、委託ガイド等を交付するなどしており、商品先物取引の危険性等について一定の説明は行っているものと認められることも併せ考えれば、原告 E らの上記供述等を採用することはできず、木村が原告 E らに対して断定的判断を提供した事実は認められない。

したがって、この点に関する原告らの主張は理由がない。

7 争点⑤（一任売買該当性）について

(1) 一任売買の禁止

商品取引所法 214 条 3 号は、商品取引員が、商品市場における取引等につき、数量、対価の額又は約定価格等その他の主務省令で定める事項についての顧客の指示を受けないでその委託を受けることを原則として禁止しており、この規定に違反して一任売買が行われた場合、当該取引は顧客に対する不法行為を構成するというべきである。

(2) 検討

ア 木村による原告 E ら名義での送金の事実

前記認定事実によれば、木村は、原告 E 取引において、原告 E に個別に確認することなく、合計 14 回（金額合計 2,31 万 1,874 円）にわたり、原告 E 名義で取引口座への送金を行っていたこと、木村は、原告 K 取引において、原告 K に個別に確認することなく、合計 12 回（金額合計 4,49 万 6,482 円）にわたり、原告 K 名義で取引口座への送金を行っていたこと、これらの送金について、木村は当初原告 E らによるものと陳述していたことが認められる。委託者の取引口座に入金することは、委託者が個別的な取引の状況等を把握している場合直ちに発覚するはずであるから、上記事実は、原告 E らがその取引状況を全く把握していないことを示すとともに、木村が原告 E 取引及び原告 K 取引に係る口座に対して強い支配性を有していたことを示すものであって、木村が日常的に原告 E らの指示を受けないで取引を行っていたことを推認させる事実というべきである。

被告は、木村による上記送金は、木村が自ら借金をするなどして損失補填をしたものである旨主張するが、前記認定のとおり、上記送金が木村の出捐によるものであるとは認められない上、仮に木村による上記送金が損失補填の趣旨であったとしても、そのことをもって一任売買であることの推認を妨げる事情とはならない。

イ 木村が一任売買を行ったことを認めていたこと

前記認定事実によれば、木村は、平成20年8月15日、原告 E と面談し、自己の判断で原告 E 取引の運用を行った旨の発言をしていることが認められる。上記面談の内容は、概ね木村が一方向的に原告 E に取引の状況等を説明しているものであり、原告 E の発言に誘導されたり、脅されて発言したりするような状況は認められないところ、木村が一任売買を行っていないとすれば上記発言は極めて不自然であるし、上記面談において、木村が原告 E に対してそれまでの取引状況を説明していることも、個別の取引が原告 E の指示に基づくものであったとすれば極めて不自然というほかない。

したがって、上記面談における木村の発言は、原告 E 取引における一任売買が日常的に行われていたことを推認させるものである。

ウ 本件各取引の取引状況

前記前提となる事実によれば、原告 E 取引の全取引件数（仕切件数）は、取引期間855日に対して833件（月平均件数29.23件）であり、手数料合計6341万5866円にのぼる取引であったこと、U 名義取引の全取引件数（仕切件数）は、取引期間331日に対して99件（月平均件数8.97件）であり、手数料合計425万6960円にのぼる取引であったこと、原告 K 取引の全取引件数（仕切件数）は、取引期間793日に対して536件（月平均件数20.28件）であり、手数料合計2995万9322円にのぼる取引であったこと、Y 名義取引の全取引件数（仕切件数）は、取引期間749日に対して647件（月平均件数25.91件）であり、手数料合計3285万7832円にのぼる取引であったことが認められる。

以上のような本件各取引の取引状況は、亡父取引における全取引件数が、取引期間1233日（平成14年10月18日から平成18年3月3

日まで) に対して65件であり, 手数料合計669万9561円であったこと(乙A3)と比較しても, 全体として, 短期間のうちに極めて多数回の取引が行われたと評価すべきものであり, 原告Eらの投資経験(前記認定事実)や原告Kの 戊' での取引件数(甲23)等に鑑みて, 上記の多数回の取引全てについて原告Eらが指示を行っていたとは考え難い。

したがって, 本件各取引の取引状況は, 本件各取引において一任売買が行われていたことを推認させる事実というべきである。

エ 原告Eらの供述内容

原告Eらは, 本件各取引において, 木村から個別の売買に関する報告や確認を受けず, 指示をしたこともなかった旨の供述等(甲33, 34, 原告E本人, 原告K本人)をすることで, 原告Eらの上記供述等は, 前記のような木村による原告Eら名義での送金の事実, 木村が一任売買を認めていたこと, 本件各取引の取引状況に合致するものである。とりわけ, 原告Eに関しては投資経験を全く有していなかったのであるから, 取引開始からわずか3か月足らずで3709万円0266円もの損が出るような多額・多量の取引について自己の判断で指示していたと考えることはできず, 原告Eの供述を裏付けている。

オ 小括

以上の各点を総合すると, 木村に対し, 個別の取引の指示をすることなく任せていた旨の原告Eらの供述を信用することができ, 本件各取引は, 木村が, 日常的に原告Eらからの指示を受けないで行っていた一任売買であったと認められる。

(3) 被告の主張について

ア 以上に対し, 被告は, 原告Eらに対し売買報告書等を送付している上, 木村は個別の取引についてそれぞれ注文を受けていた旨主張し, 木村もこ

れに沿う供述等（乙A6，証人木村）をする。

しかしながら，原告 E から個別の注文を受けた際の状況に関する木村の供述は，あいまいで具体性を欠くものであって，他にこれを裏付ける証拠もないから，採用することができない。

イ また，被告は，木村が勝手に本件各取引を行ったとすれば，原告 K と原告 E の取引は全く同じになるか類似するはずであるのに，両者の取引経過は全く異なる旨主張する。

しかしながら，複数の口座において一任売買が行なわれた場合に，各取引が必ず同じように推移するということはできず，一任売買を行った商品取引員が，各口座によって異なる取引形態を試みるということも十分考えられるのであるから，被告の上記主張はその前提を欠き妥当でない。

ウ さらに，被告は，本件各取引において，特定売買比率や手数料化率が極端に少ないことなどに照らし，一任売買とはいえない旨主張する。

しかしながら，特定売買比率や手数料化率は，それらが異常に高いような場合には，商品取引員に手数料稼ぎの目的があったことを推認することも可能であると考えられるが，それらが低いからといって，当該取引が一任売買ではないことを推認できるものではないというべきである。また，原告 E 取引の手数料化率は164.95パーセント（甲2の1），Y 名義取引の手数料化率は73.18パーセント（甲6の1）にものぼるものであるし，その余の取引において特定売買比率や手数料化率がそれほど高くないとしても，それは母数となる全取引回数や差引損益合計が多いことによるとみるべきであるから，この点をもってしても被告の上記主張は失当である。

エ 以上によれば，この点に関する被告の主張はいずれも理由がない。

8 争点⑥（過当取引該当性）について

前記7(2)ウで検討したとおり，本件各取引の取引状況は，亡父 取引の取引

状況と比較しても、全体として、短期間のうちに極めて多数回の取引が行われたものである。そして、本件各取引がいずれも一任売買に該当すると認められることや、本件各取引における手数料の合計額が1億3048万9980円にものぼることに照らすと、木村は、原告 E らの取引口座に対して支配を及ぼし、原告 E らの信頼を濫用したものであり、手数料稼ぎ等の自己の利益を図る目的があったと考えざるを得ず、原告 E らの投資経験や原告 K の 戊 での取引状況等に照らし、本件各取引は、過大な頻度、数量の取引であって、社会的相当性を逸脱した過当取引に該当すると認められる。

9 争点⑦（相続税に関する木村による虚偽説明の有無等）について

原告らは、原告らが、平成18年4月5日、木村から、先物取引の利益分である現金及び金地金については相続税の申告は不要である旨の説明を受けたため、金地金について相続税の申告を行わず、加算税及び延滞税の賦課処分を受けた旨主張し、原告 E らもこれに沿う供述等（甲33, 34, 原告 E 本人）をする。

この点、木村が作成し、原告 E ら及び H に差し入れた本件念書①（高21）には、木村が亡父の相続時に金地金は申告する必要がないと脱税を幫助する発言をした旨記載されている。しかしながら、本件各念書の内容は原告らに極めて都合のいい内容であって、同時期に木村が原告 E ら及び H の紹介による生命保険契約を締結している事実（甲34, 乙A4, 6, 証人木村, 原告 K）も併せ考えれば、巨額の損失が発覚し、税金問題も生じたことから、原告 E ら及び H から厳しく追求された木村が、原告 E ら及び H の指示に基づき、これに迎合して本件各合意書を作成した可能性が高いというべきで、その記載内容を直ちに信用することはできず、本件念書①の上記記載をもって、木村の相続税に関する虚偽説明の事実を認めることはできないというべきである。

また、先物取引で得た利益については相続税の申告が不要であるなどという

ことは、税金の専門家でなくとも社会常識に照らして疑問を持つべき内容であり、仮に木村がそのような説明をしたとしても、原告 E ら及び N の全員がそのまま鵜呑みにするとは考え難い。原告 E が顧問税理士に対しあえて金地金に係る相続の事実を伝えていないこと（原告 E 本人）や、現金については相続税の申告を行っていること（甲 36）などからすれば、原告らは、亡父取引で得られた利益について相続税の申告が必要であることを認識していたというべきであり、木村が相続税の申告が不要である旨の説明を行い、これを信じた旨の原告 E らの供述は信用できず、他に木村の虚偽説明の事実を認めるに足りる証拠はない。

したがって、この点に関する原告らの主張は理由がない。

10 被告の責任について

- (1) 以上によれば、木村は、原告 E 取引等について適合性原則違反及び説明義務違反の行為、本件各取引について一任売買及び過当取引の禁止に違反する行為をしたと認められ、本件各取引の勧誘及び取引態様は、その全体が違法であり、原告 E 取引等については原告 E に対する不法行為が、原告 K 取引等については原告 K に対する不法行為が成立する。

そして、被告は、木村の使用人として、民法 715 条に基づき、木村の上記不法行為によって生じた損害につき、原告 E らに対し損害賠償責任を負うというべきである。

- (2) また、相続税の申告に関する木村の虚偽説明の不法行為の事実を認めることはできないから、その余の点について判断するまでもなく、これを理由とする原告らの損害賠償請求は理由がない。

11 争点⑧（損害の有無及び額）について

- (1) 原告 E に生じた損害額について

ア 前記前提となる事実によれば、原告 E 取引においては、合計 3844 万 5200 円の損失が生じており、U 名義取引においては、合計 122

3万8408円の損失が生じているところ、原告 E は、U 名義取引の損失のうち23万8408円について原告 E に帰属する損害として主張していないから、原告 E 取引等によって原告 E が被った損害額は、5044万5200円と認めることができる。

イ なお、被告は、原告 E の請求額は、被告が原告 E 取引に関して平成18年6月14日に支払った2000万円（乙C45の1）及び平成20年5月2日に支払った1000万円（乙C45の3）を原告 E が受け取っていない（取引口座から出金されていない）ことを前提とした金額であるところ、原告 E は上記合計3000万円を受領しているのであるから、同額を請求額から控除すべきであると主張するが、原告 E が損害として主張する原告 E 取引における売買差益金は、上記3000万円が原告 E に帰属することを前提に算定したものであるから、被告の上記主張は採用できない。

また、被告は、木村が原告 E から名義で入金した金額について、木村が借金等によって個人的に負担したものであるから、同額を原告 E らの損害額から控除すべきである旨主張する。しかしながら、前記のとおり、木村が上記入金額を自己の負担で行った旨の木村の供述は信用することができず、他に上記入金額が原告 E らの財産以外から出捐されたものであることを認めるに足りる証拠はないから、上記入金額を損害額から控除することはできない。

(2) 原告 K に生じた損害額について

前記前提となる事実によれば、原告 K 取引においては、合計1億5242万4870円の損失が生じており、Y 名義取引においては、合計4490万0014円の損失が生じているのであるから、原告 K 取引等によって原告 K が被った損害額としては、1億9732万4884円であると認めるのが相当である（木村が原告 K 名義で入金した金額を損害額から控除し

ないことは前記のとおりである。)

1.2 争点⑨（過失相殺の可否及び割合）について

(1) 原告 E について

前記認定説示したとおり、木村は、原告 E 取引等について適合性原則違反、説明義務違反、一任売買及び過当取引の禁止に違反する行為をしたと認められ、その違反行為の内容についても、原告 E の無知に乗じて社会的相当性を逸脱した取引勧誘を行ったことの違法性は相当に高いというべきである。

しかしながら他方、原告 E は、被告から送付されてきた売買報告書等を放置し、取引内容等について積極的に木村に確認することを怠るなど、投資経験が全くなかったことを考慮しても、多額の財産を預託する者としての注意深さに欠けていたといわざるを得ない。とりわけ、前記認定事実によれば、原告 E は、取引開始から約3か月後である平成18年7月4日、木村から確定損の金額が3709万0266円であることを伝えられたにもかかわらず、同月5日、1200万円を追加預託して取引を継続しているのであって、このことがその後の委託手数料の増大にもつながっていると考えられることなども考慮すると、前記の損害が発生したことについての原告 E の落ち度が小さいということもできない。

以上の点に加え、本件において現れた諸般の事情を総合的に考慮すると、原告 E の損害額について、3割の過失相殺を行うのが相当である。

(2) 原告 K について

前記認定説示したとおり、木村は、原告 K 取引等について、一任売買及び過当取引の禁止に違反する行為をしたと認められ、その違反行為の内容についても、原告 K の指示を受けることなく、危険性の高い取引を多数回にわたって頻繁に行ったものであり、社会的相当性を逸脱した違法性の高い行為というべきである。

しかしながら他方、前記のとおり、原告 K は、株取引の経験を有しており、戊 取引では自らの判断で投資を行っているものであって、商品先物取引の危険性を十分に理解できる知識・能力を有していたにもかかわらず、送付されてきた売買報告書等を放置し、取引内容等について積極的に木村に確認することを怠るなど、取引損失及び委託手数料の増大を防止しなかった落ち度は大きい。とりわけ、前記認定事実によれば、原告 K は、平成18年9月22日、木村から原告 K 取引の確定損が1億3487万8825円となっていることを伝えられたが、1642万円余りを追加預託して取引を継続しているのであって、商品先物取引の危険性を認識しながらあえてハイリスク・ハイリターン¹の投資を選択したという事情に鑑みると、原告 K も、原告 K 取引等によって生じた損失を負担しなければならないというべきである。

以上の点に加え、本件において現れた諸般の事情を総合的に考慮すると、原告 K の損害額について、5割の過失相殺を行うのが相当である。

1.3 損害額についてのまとめ

(1) 原告 E について

以上によれば、原告 E につき、過失相殺後の損害額は3531万1640円となる。また、本件事案の内容、審理の経過、認容額等を考慮すると、原告 E 取引等における不法行為と相当因果関係を有する損害として認められる弁護士費用は、350万円と認めるのが相当である。

したがって、被告が原告 E に賠償すべき金額は、3881万1640円となる。

(2) 原告 K について

以上によれば、原告 K につき、過失相殺後の損害額は9866万2442円となる。また、本件事案の内容、審理の経過、認容額等を考慮すると、原告 K 取引等における不法行為と相当因果関係を有する損害として認め

られる弁護士費用は、980万円と認めるのが相当である。

したがって、被告が原告 K に賠償すべき金額は、1億0846万2442円となる。

第5 結論

よって、原告 E の請求は、被告に対し、3881万1640円及びこれに対する平成21年4月28日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があり、原告 K の請求は、被告に対し、1億0846万2442円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるからそれぞれ上記各限度で認容し、原告らのその余の請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 山 田 明

裁判官 山 本 拓

裁判官 内 藤 和 道

これは正本である。

平成 24 年 11 月 28 日

大阪地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 山田 誠 司